

大阪府と府内市町村では、法令遵守及び納税義務者の利便性向上の観点から、原則として全ての事業者について、平成30年度(2018年度)から特別徴収義務者に指定し、特別徴収を徹底しています。
特別徴収へのご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年度(2026年度)

給与所得等に係る

市府民税・森林環境税 特別徴収のしおり

重要事項ですので、必ずご覧ください。

1. 退職、転勤、就職等の異動及び特徴義務者の所在地・名称・送付先等の
変更の手続きについて…… P.2
2. 特別徴収税額の納入について…… P.4
3. 納入場所…… P.4
4. 納入金額の変更等に係る納入書の記載方法について…… P.5
5. 特別徴収税額の納期の特例について…… P.7
6. 市府民税・森林環境税額の賦課の根拠等について…… P.7
7. 退職手当等に係る住民税の計算方法、納入について…… P.7

～届出書～

- ・給与所得者異動届出書
- ・特別徴収への切替依頼書
- ・所在地・名称等変更届出書
- ・特別徴収税額通知受取方法変更届

→箕面市ホームページから様式をダウンロードできます。

箕面市 税関連申告書 検索



箕面市ホームページをご覧ください

市府民税・森林環境税の変更点、各種届出書の様式など税に関する情報を随時更新しています。ぜひご利用ください。

箕面市 市民税 検索



電子申告、電子申請・届出、電子納税は簡単・便利な、eLTAXをご利用ください。

eLTAXの手続等については、eLTAXのホームページをご覧ください。

eLTAX 検索



箕面市役所 総務部 税務課
(市民税担当)

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号
TEL 072-724-6710 (市税総合窓口)
FAX 072-723-5538

特別徴収義務者様

箕面市役所 総務部 税務課

令和8年度(2026年度)給与所得等に係る市府民税・森林環境税特別徴収について

平素は、本市の税務行政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和8年度(2026年度)給与所得等に係る市府民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書等関係書類を送付いたしますのでご査収ください。同封しております『給与所得等に係る市府民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)』は、各納税者(従業員等)に市府民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するためのものです。

なお、市府民税・森林環境税が非課税となる従業員等についても作成しております。

所得や控除の内訳などの記載部分は個人情報保護の観点から圧着していますので、ミシン目に沿って切り離して、**開封せずに圧着された状態のままで、ご本人様に配布願います。**

新年度の通知を送送する毎年5月頃は、時期を前後して前年度の変更に関する通知を送付する場合があります。通知に記載されている年度の表記を必ず確認してください。

また、退職、転勤、就職等で4月中旬以降に受理しました「給与所得者異動届出書」「特別徴収への切替依頼書」等に基づく変更につきましては、後日、「税額決定・変更通知書」を送付いたしますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。

1. 退職、転勤、就職等の異動及び特徴義務者の所在地・名称・送付先等の変更の手続きについて

(1) 退職又は転勤等の異動の手続き

納税義務者の退職・休職・死亡・転勤や会社解散等のため特別徴収ができなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(巻末綴じ)に必要な事項を記入のうえ、**必ず翌月10日までに提出してください。**特別徴収税額が0円の場合でも提出が必要になります。記入例については「異動届出書の書き方」をご覧ください。

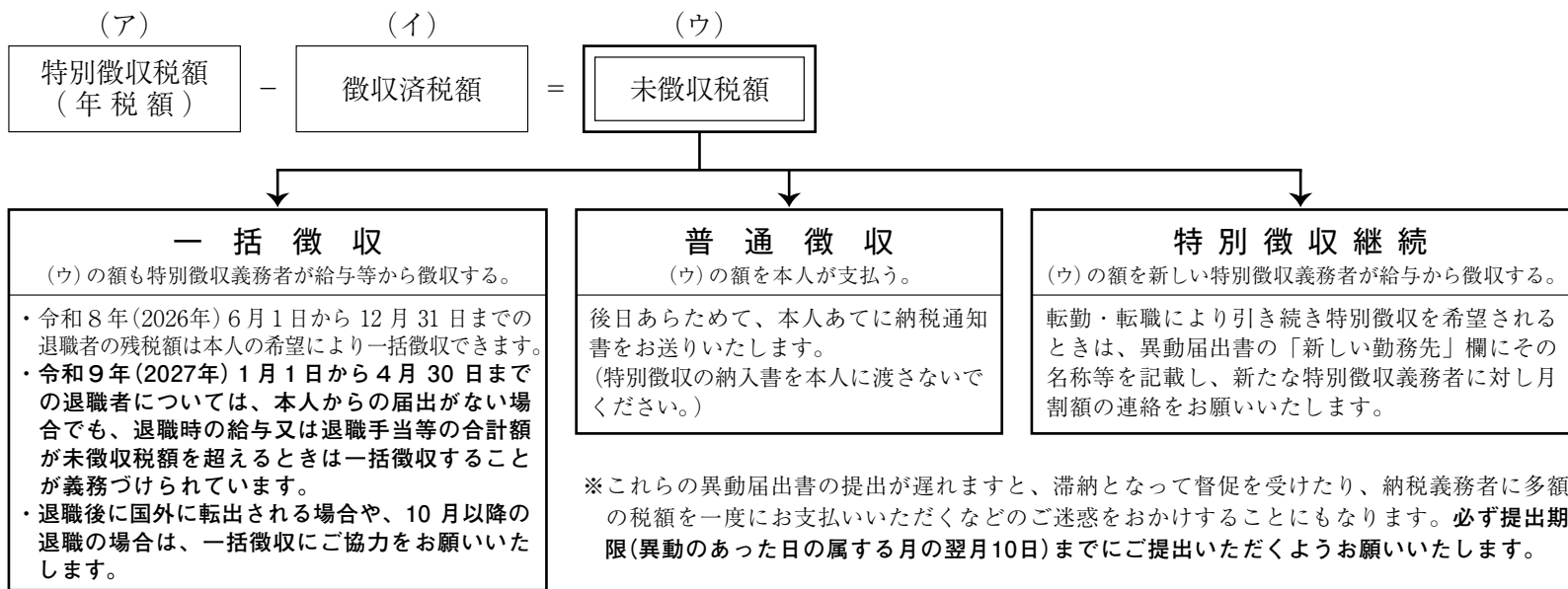
◆徴収できなくなった月割額(未徴収税額)について

納税義務者が退職された場合、未徴収税額のお支払いについて納税義務者の便宜を図るため、一括徴収についてのご理解とご協力をお願いいたします。(一括徴収は、未徴収税額を退職時の給与・退職金などから、まとめて差し引く方法です。)

※死亡による退職の場合は、一括徴収できませんので、ご注意ください。

◆納税義務者が退職後、国外転出される場合について

納税義務者が退職後、国外転出される場合については一括徴収にご協力をお願いいたします。一括徴収ができない場合は納税管理人を定めていただくか、国外転出前に未徴収税額を全てお支払いいただく必要があることを納税義務者にご説明ください。また、納税通知前に国外転出する場合、翌年度の市府民税・森林環境税についても課税される場合がありますので、市府民税・森林環境税をお支払いいただく必要があることを納税義務者にご説明ください。



(2) 就職等で特別徴収へ切り替える手続き

新規雇用された従業員(納税義務者)等がご自分でお支払いいただいている市府民税・森林環境税額(普通徴収税額)について、特別徴収に切り替えることができますので、「市府民税・森林環境税の特別徴収への切替依頼書」(巻末綴じ)に必要事項を記入のうえ、毎月20日までにご提出ください。依頼書を受理した日の翌月10日以降に税額変更通知書をお送りいたします。

(3) 特別徴収義務者の所在地・名称・送付先等変更の手続き

特別徴収義務者の所在地、名称、特別徴収関係書類の送付先に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」(巻末綴じ)に必要事項を記入のうえ、速やかにご提出ください。

(4) 市税の電子申告及び共通納税システム[eLTAX](エルタックス)について

地方税ポータルシステム[eLTAX](エルタックス)で、給与支払報告書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、市府民税・森林環境税の特別徴収への切替依頼書、特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書などを申告していただけます。また、共通納税システムによるお支払いも可能です。初めてeLTAXを利用する場合は、利用の届出などが必要です。詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

◆市府民税・森林環境税特別徴収税額通知書のデータ送信

eLTAXを利用して給与支払報告書を送信する際に通知書の受取方法を「電子データ」とし、通知先メールアドレスを設定いただくことで、電子署名を付与した市府民税・森林環境税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の電子データを送信します。また、特別徴収税額通知書(納税義務者用)についても「電子データ」による受取方法を選択できます。電子データによって受け取る場合、書面による通知は行いません。

なお、特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)及び(納税義務者用)は、それぞれ別のシステムを介して電子データを送信するため、同日中に両方の電子データが到着しない場合があります。特別徴収義務者用の電子データ到着から1週間経っても納税義務者用の電子データが届かない場合は、ご連絡ください。

2. 特別徴収税額の納入について

(1) 納入方法・納期限（支払期限）

給与所得者に係る特別徴収税額は、6月から翌年5月までの12回に分けてお支払いいただきます。支払う給与からその月の月割額を徴収し、翌月10日までにお支払いください（納期限（支払期限）が土・日・祝日の場合は翌日が納期限（支払期限）になります）。

(2) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後、その税額に誤りがあつたり、またはこれを変更する必要があるときは税額変更通知書によりお知らせしますので、次ページ「4. 納入金額の変更等に係る納入書の記載方法について」をご覧ください、変更後の金額を納入書に手書きで記入のうえ、変更された月割額を徴収しお支払いください。
新たな納入書は送付いたしませんのでご注意ください。

(3) 特別徴収税額を滞納した場合

納期限までに市府民税・森林環境税を完納されない場合は、督促状を発送します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにこの市府民税・森林環境税に係る徴収金を完納されない場合は、滞納処分を受けることになります。

督促状を発送した場合は、督促状1通につき定形郵便物の料金相当の督促手数料をお支払いいただきます。

また、納期限後に市府民税・森林環境税を納付する場合は、納期限の翌日から市府民税・森林環境税の完納の日までの期間の日数に応じ、税額が2,000円以上であるときは、その1,000円未満の端数を切り捨てた額に年14.6%（※1）の割合（※2）を乗じて計算した額の延滞金をお支払いいただきます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

※1 当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%とします。

※2 租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。

※税法改正があつた場合には、改正後の税率等で計算してください。

3. 納入場所

(1) 下記金融機関の本・支店（順不同）

三井住友銀行・池田泉州銀行・大阪信用金庫・北おおさか信用金庫・尼崎信用金庫・のぞみ信用組合・近畿産業信用組合・近畿労働金庫・大阪北部農業協同組合

上記以外の金融機関の店舗窓口で納付書によりお支払いをされる場合は、別途手数料がかかりますのでご注意ください。

最新の取扱金融機関については箕面市ホームページで確認できます。

箕面市 指定金融機関



(2) 近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局

※近畿2府4県以外で郵便局の利用を希望される場合は、箕面市の取扱局として指定する必要があります。箕面市ホームページより「指定通知書」をダウンロードし、納入書とともに提出してください。

(3) eLTAXの電子納税を利用される場合、上記金融機関以外の金融機関からもお支払いできます。（詳細：eLTAXホームページ）

※変更後の新たな納入書は送付いたしません

4. 納入金額の変更等に係る納入書の記載方法について

(1) 納入金額の変更 (3連ともご変更をお願いします)

① 納入金額が変更になった場合

退職・転勤又は税額変更通知等で、納入金額が変更になった場合は、納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消し、納入金額(2)の欄の給与分の欄及び合計額の欄へ記入してください。

② 一括徴収がある場合

納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消し、納入金額(2)の欄の給与分の欄へ、給与分と一括徴収分の合計額を記入してください。合計額の欄も記入してください。

③ 退職所得分がある場合

納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消し、納入金額(2)の欄の退職所得分の欄に、退職所得分に係る税額を記入し、通常の給与分は給与分の欄に記入してください。合計額の欄も記入してください。

なお、裏面の納入申告書にも、記入をお願いいたします。(次ページ参照)

※訂正できるのは、金額欄だけです。年月や指定番号は訂正できません。

(2) 変更される場合のお願い

- ① 用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。
- ② 黒のボールペンで記入してください。
- ③ 訂正印は不要です。
- ④ 数字は記入例に従って記入してください。
- ⑤ 数字は所定のワクからはみ出ないように注意してください。
- ⑥ 手書き欄の頭に¥記号は絶対に記入しないでください。
- ⑦ 合計欄にも必ず金額を記入してください。
- ⑧ 当初印字されている納入金額に変更がない場合は、金額を記入することなくご使用ください。

※書き損じた場合には、納入書綴の末尾の予備の用紙をご使用ください。ご使用の際は指定番号をご確認のうえ、該当年月及び納入金額(2)の欄を必ずご記入ください。

● 記入例 (令和8年6月分の納入金額を15,000円から20,000円に変更の場合)

(変更前)

大阪府 箕面市		個人市民税 個人府民税 個人環境税	納入済通知書 ㊤
市区町村コード	口座番号	加入者名	
272205	00940-9-960355	箕面市会計管理者	
年月分	指定番号	納入金額(1)	
令和 0806	000070000000	15,000円	
	納	給与分 (分を含む)	万円 千円 百円 十円 円
	入	退職所得分	
	金	延滞金	
納期限	令和 8 年 7 月 10 日	督促手数料	
取りまとめ局		(2) 合計額	
大阪貯金事務センター			



(変更後)

大阪府 箕面市		個人市民税 個人府民税 個人環境税	納入済通知書 ㊤
市区町村コード	口座番号	加入者名	
272205	00940-9-960355	箕面市会計管理者	
年月分	指定番号	納入金額(1)	
令和 0806	000070000000	15,000円	
	納	給与分 (分を含む)	万円 千円 百円 十円 円
	入	退職所得分	
	金	延滞金	¥は不要
納期限	令和 8 年 7 月 10 日	督促手数料	
取りまとめ局		(2) 合計額	
大阪貯金事務センター			20000

訂正印は不要

〈数字記入例〉

- 良い例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- 悪い例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上を離さない カギをつけない まるめない 上をふさがない 横線を離さない 横線を出さない 上につき出たりするどくしない 離さない

(3) 退職所得がある場合、納入申告書(納入書裏面)の書き方

退職金受給者の氏名、住所、退職金支払額等を記入してください。

西暦又は和暦で記入してください。

納税者数を記入してください。

退職所得に係る ^{市民税 府民税} 納入申告書									
(宛先) 大阪府箕面市長					2026年10月分				
2026年11月10日提出					人員		1人		
退職手当等支払金額					900,000円				
特別徴収税額		市民税		30,000円		府民税		20,000円	
		府民税		20,000円		勤続年数		20年	
1	氏名	箕面花子			退職年月日	2026年10月31日			
	住所(1月1日)	箕面市 西小路4-6-1			退職金支払額	9,000,000円			
特別徴収税額		市民税	30,000円		府民税	20,000円		勤続年数	20年
2	氏名				退職年月日	年 月 日			
	住所(1月1日)	箕面市			退職金支払額	円			
特別徴収税額		市民税	円		府民税	円		勤続年数	年
3	氏名				退職年月日	年 月 日			
	住所(1月1日)	箕面市			退職金支払額	円			
特別徴収税額		市民税	円		府民税	円		勤続年数	年
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。									
(特別徴収義務者)		法人番号又は個人番号							
住所又は所在地		箕面市 ××× △-□			電話				
氏名又は名称		株式会社 ○○○			×××(×××)××××				

※対象者が4人以上で書ききれない場合は、明細を税務課あて別途郵送ください。

特別徴収義務者の法人番号又は個人番号、所在地、名称、電話番号を記入してください。ただし、特別徴収義務者が個人事業主の場合、納入書と一体の納入申告書は使用しないでください。金融機関等は個人番号を取り扱うことができないため、別紙で納入申告書を作成のうえ、税務室へ別途提出してください。別紙で提出するための様式は、箕面市ホームページからダウンロードできます。

(4) 銀行納入サービスをご利用のかた

納入書は送付いたしませんので、必要の際は、税務課(TEL 072-724-6710 市税総合窓口)までご連絡ください。指定番号や箕面市の市区町村コード「272205」に誤りがないようご注意ください。

(5) 共通納税システムについて

令和元年10月よりeLTAXを利用して、個人住民税(特別徴収分、退職所得分)などを自宅や職場のパソコンから電子納税できる地方税共通納税システムが稼働しています。詳細につきましては、eLTAX ホームページをご覧ください。

注意点

- * 税額通知書に記載の指定番号につき、1つの利用者IDをご利用ください。(同じ指定番号に複数の利用者IDを取得されたり、別々の指定番号に同じ利用者IDを利用されますと納入データが正確に連携できない可能性があります。)
- * 納入前にeLTAXの画面にいつ時点の税額通知が表示されているのか、実際の徴収状況と相違がないか必ずご確認ください。
- * 共通納税では、領収証書が発行されません。(画面上での確認となります。)領収証書が必要なかたは、従来どおりの方法でのお支払いをお願いいたします。

5. 特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払を受けるかたが常時10人未満（箕面市内・市外を問わず）の特別徴収義務者は、納期の特例を受けることができます。当市所定の「**納期の特例に関する承認申請書**」を提出していただき承認されましたら、特別徴収税額の納期が年2回（12月10日・翌年6月10日）になります（納期限が土・日・祝日の場合は翌日が納期限となります）。

箕面市ホームページから電子申請いただくか、申請書をダウンロードして提出してください。

承認された特別徴収義務者で、すでに納入書をお持ちの場合は、11月分と5月分の納入金額を変更してご使用ください。

6. 市府民税・森林環境税の賦課の根拠等について

◎賦課の根拠等

1. 納税義務者

令和8年(2026年)1月1日現在、箕面市に住所を有し、令和7年(2025年)中に所得があったかたには、市府民税及び森林環境税が課せられます。

（地方税法 第24条、39条、294条、318条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条、6条）

2. 徴収の方法

(1) 特別徴収（給与支払者が給与支払時に差し引いてお支払いいただく方法）

前年より引き続き給与の支払を受けているかたは、この方法によってお支払いいただかなければなりません。

（地方税法 第41条、321条の3、321条の4、箕面市税条例第17条の3、17条の4等）

(2) 普通徴収（各個人あてに直接送付された納税通知書により、お支払いいただく方法）

A) 給与所得者以外の人に係る市府民税・森林環境税の徴収

B) 退職等により、徴収できなくなった税額に対する徴収（退職時に一括徴収する場合を除く）

C) 給与所得以外の所得に係る市府民税・森林環境税を一部普通徴収の方法で徴収を希望された場合（箕面市税条例第17条の3第2項ただし書）

7. 退職手当等に係る住民税の計算方法、納入について

【退職所得に対する住民税のあらまし】

退職所得に対する個人の住民税については、所得税と同様に、他の所得と区別して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市民税と府民税をあわせて市町村にお支払いいただくこととされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

〔1〕課税する市町村と納税義務者

(1) その年の1月1日現在の住所地の市町村が課税

分離課税に係る所得割を課税する地方団体は、退職手当等の支払いを受けるかた（納税義務者）のその退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は、退職した日）の属する年の**1月1日現在における、住所の所在する道府県及び市町村**です。

例えば、Aさんが令和8年(2026年)10月31日退職したとすると、Aさんの令和8年(2026年)1月1日現在における住所が所在する市町村がAさんの分離課税に係る所得割の課税をすることになります。

(2) 分離課税に係る所得割が課税されない人

退職手当等の支払いを受けるかたが、次に掲げるかたであるときは分離課税に係る所得割は課税されません。

- ①退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の**1月1日現在において生活保護法による生活扶助を受けているかた**
- ②退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の**1月1日現在において国内に住所を有しないかた**
例えばある年の4月に国外の支店等から帰国したかたが、その年中に退職手当等の支払いを受けても分離課税に係る所得割の納税義務はありません。
- ③退職手当等の**収入金額が退職所得控除額より少ないかた**（次ページ参照）

なお、**死亡により支払われる退職手当等に対しては**相続税法の規定により相続税の課税対象となり、**住民税は課税されません**ので注意してください。

〔2〕退職手当等の支払いを受けるかたの申告

退職手当等の支払いを受けるかたは、その支払いを受ける時まで、「**退職所得申告書**」（所得税の「退職所得の受給に関する報告書」と同一用紙になっています）を**その支払者を経由して、その退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村の長に提出しなければならないこと**になっています。ただし、この申告書は、退職手当等の支払者が受理したときに市町村長に提出したものとみなされ、**支払者の手元に保管**していただくことになっていますので支払者は市町村長に提出する必要はありません。

退職手当等の支払者は、この「退職所得申告書」をもとにして分離課税に係る所得割の税額を計算してください。

〔3〕分離課税に係る所得割の課税標準 **※税法改正があった場合には、改正後の税率等で計算してください。**

分離課税に係る所得割の課税標準は、**その年中の退職所得の金額**です。したがって、同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額です。

(1) 退職所得の金額

退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例により、次の算式によって計算します。

※〔2〕退職手当の支払を受けるかたの申告(P.8)における、「退職所得申告書」の提出があったかたのみ、この計算式が適用されます。

令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等

1. 勤続年数5年以下の役員等に支払われる退職手当等

課税退職所得金額 = 退職手当等の金額 - 退職所得控除額 (1,000円未満端数切り捨て)

2. 勤続年数5年以下の役員等以外の方に支払われる退職手当等

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合

課税退職所得金額 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 2分の1 (1,000円未満端数切り捨て)

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合

課税退職所得金額 = 150万円 + {退職手当等の金額 - (300万円 + 退職所得控除額)} (1,000円未満端数切り捨て)

3. 上記以外の方に対して支払われる退職手当等

課税退職所得金額 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 2分の1 (1,000円未満端数切り捨て)

(注)「役員等」とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。なお、役員等については、勤続年数が5年以下の場合、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象となります。

①退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況により、所得税法第30条第3項の規定の例により、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

イ 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

ロ 勤続年数が20年を超える場合

80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記イ又はロの金額に100万円を加算した金額が控除されます。

②勤続年数の計算

勤続年数は、所得税法施行令第 69 条等の規定の例によって計算します。したがって、所得税の場合と同様に、雇主が退職手当等を計算するときに基礎とした年数とその勤続期間の一部である場合又は勤続期間に一定の率を乗じて換算したものである場合であっても、その計算の基礎となった年数にかかわらず、引き続き勤務した実際の勤務期間にしたがって計算します。

(2) 分離課税に係る所得割の課税標準額 (=退職所得の金額)

(1) で述べたとおり、退職所得の金額は所得税法の規定にしたがって計算されます。したがって、**分離課税に係る所得割の課税標準額は所得税と同額となります**から、分離課税に係る所得割のために特に課税標準額の計算をする必要はありません。

なお、**分離課税に係る所得割については、基礎控除や配偶者控除、扶養控除等の所得控除はありません。**

[4] 特別徴収すべき税額の計算方法

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率（市民税は、6%（地方税法第 328 条の 3）、府民税は、4%（同法第 50 条の 4））を適用して計算します。

(参考) 特別徴収税額計算の流れ

退職所得の金額	×	税 率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	府民税		市民税額	府民税額
		6%	4%			

- (注) 1 退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に 2 分の 1 を乗じて得た額）に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てます（退職所得の金額は 1,000 円単位）。
- 2 特別徴収すべき税額（市民税額、府民税額）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てます（特別徴収すべき税額は 100 円単位）。

〔5〕徴収した税額の納入

（1）納入先

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の**1月1日現在における住所が所在する市町村にお支払いいただきます**。この場合、次の点に注意してください。

- ①所得税の納付先は、源泉徴収義務者（特別徴収義務者）の事務所等の退職手当等の支払いの日における所在地の所轄税務署とされていますが、**分離課税に係る所得割の納入先は上記のとおりですので、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日における住所地の市町村と異なる場合があります**。
- ②退職手当等が退職した日の属する年の翌年以後に支払われた場合は、現実に支払われた年の1月1日現在における退職者の住所が所在する市町村ではなく、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は**退職した日**）の属する年の**1月1日現在における住所が所在する市町村**です。

（2）納入の手続

- ①退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を、（1）で述べた納入先の市町村ごとに区分してください。
- ②市町村ごとに、所定の「**退職所得に係る市民税府民税納入申告書**」（納入書と同一用紙の納入済通知書の裏面になっています）に所要事項を記載してください（書ききれない場合は、別途、税務課あて明細を郵送ください）。
- ③**徴収した月の翌月10日**までに納入書により、納入先市町村の会計管理者、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関にお支払いください（納期限（支払期限）が土・日・祝日の場合は翌日が納期限（支払期限）になります）。納入書には指定番号を必ず記入してください。指定番号が不明の場合は、お問い合わせください。

〔6〕特別徴収票

「**特別徴収票**」は、退職手当等の支払者が各受給者について支払いの確定した退職手当等の金額や特別徴収税額等を記載して2部作成し、**退職後1か月以内に1部を納入先市町村長に提出し、他の1部を受給者に交付**しなければなりません。（すべての支払者分の提出が必要です。）

なお、「特別徴収票」は、税務署様式の「退職所得の源泉徴収票」を兼ねていますので、国税庁ホームページをご参照ください。

〔7〕 設例 一般社員又は役員等としての勤続年数が**6年以上**の人の場合

※税法改正があった場合には、改正後の税率等で計算してください。

(1) 分離課税に係る所得割の計算

継続年数 25 年で退職し、14,223,632 円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出

(答) 〔退職所得控除額の計算〕

$$8,000,000 \text{ 円} + 700,000 \text{ 円} \times (25 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 11,500,000 \text{ 円} \quad (\text{所得税法第 30 条}\textcircled{3} \text{ II})$$

〔退職所得の金額〕

$$(14,223,632 \text{ 円} - 11,500,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 1,361,816 \text{ 円} \longrightarrow 1,361,000 \text{ 円}$$

(1,000 円未満の端数は切捨て (地方税法第 20 条の 4 の 2 ①))

〔退職所得に係る所得割額〕 (地方税法第 35 条、50 条の 4、314 条の 3、328 条の 3)

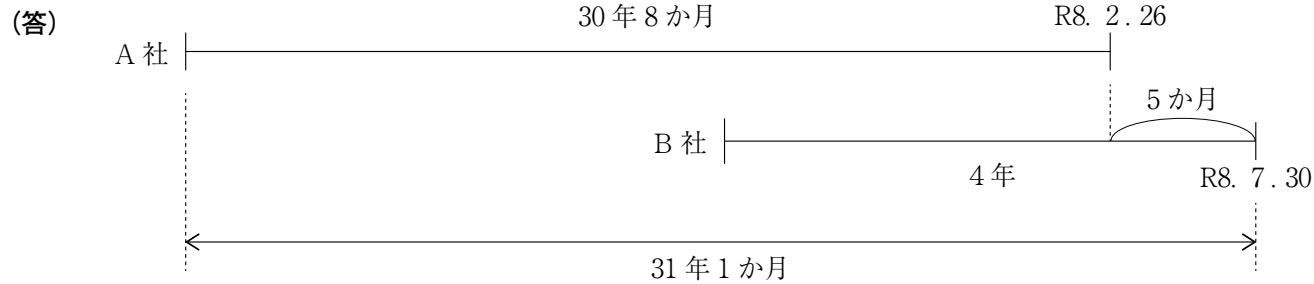
	(課税退職所得金額)	(税率)	
市町村民税 所得割額	1,361,000 円	× 6%	= 81,660 円
		→	81,600 円

	(課税退職所得金額)	(税率)	
道府県民税 所得割額	1,361,000 円	× 4%	= 54,440 円
		→	54,400 円

(100 円未満の端数がある場合は切捨て (地方税法第 20 条の 4 の 2 ③))

(2) 同一年中に2以上の退職手当等を受けた場合

A社の退職	$\left\{ \begin{array}{l} \text{退職手当等} \\ \text{退職した日} \\ \text{勤続年数} \end{array} \right.$	退職手当等	3,250万円	$\left. \begin{array}{l} \text{令和8年(2026年)2月26日} \\ \text{30年8か月} \end{array} \right\}$	の場合の分離課税に係る 所得割額の算出
		退職した日	令和8年(2026年)2月26日		
B社の退職	$\left\{ \begin{array}{l} \text{退職手当等} \\ \text{退職した日} \\ \text{勤続年数} \end{array} \right.$	退職手当等	150万円		
		退職した日	令和8年(2026年)7月30日		
		勤続年数	4年		



① A社が徴収する税額

※勤続年数は、30年8か月を切り上げて31年となります。

[退職所得控除額の計算]

$$800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (31 \text{年} - 20 \text{年}) = 1,570 \text{万円}$$

[退職所得の金額]

$$(3,250 \text{万円} - 1,570 \text{万円}) \times 1/2 = 840 \text{万円}$$

[退職所得に係る所得割額]

(課税退職所得金額) (税率)

市町村民税
所得割額 $840 \text{万円} \times 6\% = 504,000 \text{円}$

(課税退職所得金額) (税率)

道府県民税
所得割額 $840 \text{万円} \times 4\% = 336,000 \text{円}$

②B社が徴収する税額

(注) B社が徴収する税額は、その年中に支払いを受けた退職手当等に係る所得割額の総額から、A社において、既に徴収された税額を差し引いた額となります。

[退職所得控除額の計算]

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (32 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,640 \text{ 万円}$$

※勤続年数は、A社の退職手当等に係る勤続期間30年8か月にB社の退職手当等に係る勤続期間4年のうち、A社の退職手当等に係る勤続期間と重複していない期間5か月を加えると31年1か月となりますから、切り上げて32年となります。

[退職所得の金額]

$$(3,400 \text{ 万円} - 1,640 \text{ 万円}) \times 1/2 = 880 \text{ 万円}$$

※退職所得の金額は、A社の退職手当金3,250万円にB社の退職手当等を加えた3,400万円となります。

[退職所得に係る所得割額]

$$\begin{array}{l} \text{市町村民税} \\ \text{所得割額} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(課税退職所得金額)} \\ 880 \text{ 万円} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(税率)} \\ \times 6\% \end{array} = 528,000 \text{ 円}$$

$$\begin{array}{l} \text{道府県民税} \\ \text{所得割額} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(課税退職所得金額)} \\ 880 \text{ 万円} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(税率)} \\ \times 4\% \end{array} = 352,000 \text{ 円}$$

B社が徴収する税額

$$\begin{array}{l} \text{市町村民税} \\ \text{所得割額} \end{array} \quad \left(\begin{array}{l} \text{その年中} \\ \text{に支払う} \\ \text{税額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{A社が} \\ \text{徴収した} \\ \text{税額} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{B社が} \\ \text{徴収する} \\ \text{税額} \end{array} \right)$$

$$528,000 \text{ 円} - 504,000 \text{ 円} = 24,000 \text{ 円}$$

$$\begin{array}{l} \text{道府県民税} \\ \text{所得割額} \end{array} \quad \left(\begin{array}{l} \text{その年中} \\ \text{に支払う} \\ \text{税額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{A社が} \\ \text{徴収した} \\ \text{税額} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{B社が} \\ \text{徴収する} \\ \text{税額} \end{array} \right)$$

$$352,000 \text{ 円} - 336,000 \text{ 円} = 16,000 \text{ 円}$$

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号

受付印
8

市町村長
令和 年 月 日
提出

所在地
〒
個人番号又は法人番号
(右詰めでご記入ください)

担当氏名
電話番号
内線
7年度
8年度
特別徴収指定番号
宛番号

Table with columns for 給与所得者 (Employee), 異動年月日 (Date of Change), 異動の事由 (Reason for Change), and 異動後の未徴収税額の徴収方法 (Collection Method after Change). Includes fields for name, address, birth date, and specific reasons like resignation or death.

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

Form for continuing special collection. Fields include: 所在地 (Address), 特別徴収指定番号 (Special Collection Designation Number), 担当氏名 (Employee Name), 月割額 (Monthly Amount), 受給者番号 (Beneficiary Number), and 納入書の要否 (Requirement for Payment Book).

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

Form for lump-sum collection. Fields include: 番号を記入 (Enter Number), 異動年月日 (Date of Change), 徴収予定額 (徴収予定額) (Collection Estimated Amount), and 月分 (Monthly Amount).

3 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (1 及び 2 に当てはまらない場合に記入してください。)

Form for general collection. Fields include: 番号を記入 (Enter Number), 異動年月日 (Date of Change), and a table for 旧特別徴収処理欄 (Old Special Collection Processing Section) with columns for 7年度 and 8年度, 月分以降の月割額 (Monthly Amount from next month), and checkboxes for 特別徴収義務者を変更 (Change special collection obligation), 普通徴収切替 (Switch to general collection), 一括徴収 (Lump-sum collection), and その他 (Others).

市町村処理欄 (Municipality Processing Section) table with columns A through L.

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の個人市町村民税、通称根拠税、住民税を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を出した(従業員等が異動(退職・転勤等)した場合)に提出したたが用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみ場合は、提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。また、2枚複写のうち、2枚ともご提出ください。
3 給与所得者が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

異動届出書の書き方

特別徴収のしおり2〜3ページも、あわせてご覧ください。異動届出書は、箕面市のホームページからもプリントアウトできます。

「特別徴収税額の通知書」のうち異動があった給与所得者の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度途中で税額変更のあった給与所得者については、「特別徴収税額の変更通知書」の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

給与所得者の氏名を記入してください。ただし、給与所得者が結婚等により姓が変更になった場合は、旧姓を記入し、右の欄に新姓を記入してください。

異動があった給与所得者から既に徴収した月分と税額を記入してください。

(ア)の特別徴収税額(年税額)から(イ)の徴収済税額を差し引いた金額を記入してください。

特別徴収税額の通知書に記入されている宛名番号の事です。マイナンバーは記入しないでください。

令和8年(2026年)1月1日現在の住所を記入してください。

給与の支払を受けなくなった後の住所を記入してください。なお、上の住所欄と同じ場合は、同上と記入してください。

給与所得者が転勤・転職により、新勤務先で特別徴収の継続を希望される場合は、新勤務先の名称等必要事項を記入してください。

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の届出の受付前に行き届かない場合、届出先(市町村)に提出してください。
- 2 届出先(市町村)に提出する際は、届出先(市町村)のホームページ等で届出の受付時間等を確認してください。
- 3 届出先(市町村)に提出する際は、届出先(市町村)のホームページ等で届出の受付時間等を確認してください。

受付印 8

市町村民税 給与支払報告 道庁県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

7年度 特別徴収指定番号
8年度 特別徴収指定番号

異動の事由
1.転勤・転職
2.退職
3.死亡
4.休職
5.長欠
6.支払不届
7.支払不届
8.その他

異動後の未徴収税額の徴収方法
① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収(本人が納付)

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

特別徴収指定番号 担氏
出 名 月割額 円を 月分
(翌月10日納期)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期)で納入します。

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

異動年月日が1月1日〜4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

7年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他 入力者 点検

8年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他 入力者 点検

市町村処理欄

一括徴収される場合は、納入月も必ず記入してください。

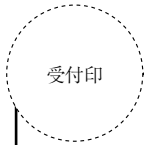
年度 市府民税・森林環境税の特別徴収への切替依頼書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center;">(宛先) 箕 面 市 長 年 月 日 提出</p>	給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	法人番号 <small>(個人番号は記載不要)</small>											特別徴収 指定番号		
		フリガナ											当市での特別 徴収について、 いずれかを○ で開んでくだ さい	既存・新規 新規の場合 納入書 (要・不要)	
		名 称 (氏名)													
		代表者名											連絡先	所属	
所 在 地 (住所)	郵便番号	-									氏名				
												電話			

給 与 所 得 者	フリガナ											年 税 額 (ア)	円		
	氏 名											納 付 済 税 額 (イ)	_____ 期分	円	
	現 住 所											差引徴収税額 (ア)-(イ)	円		
	住 所 (1月1日)	※住所に変更のない場合は「同上」と記入してください。										特 別 徴 収 (給与差引)		月分から特別徴収を希望します (納期限は翌月10日です)	
	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日						通 知 書 番 号				
	備 考											受 給 者 番 号	※通知書に受給者番号の印字が必要な場合は記入してください。		
												普通徴収税額の 口座振替該当有無	有 ・ 無		

- (ご注意) ① 6月からの特別徴収の開始を希望される場合は、その年の4月10日までに本依頼書をご提出ください。
- ② 二重のお支払いを防止するため、給与所得者に送付されている普通徴収の納税通知書の内容を必ずご確認ください。
- ③ 納付済税額(イ)の領収書は給与所得者ご本人が保管してください。
- ④ 今年4月1日時点で満65歳以上のかたは、年金所得にかかる市府民税については給与から特別徴収することはできません。
- ⑤ **普通徴収の納期が過ぎた税額、過年度該当分については特別徴収への切替はできません。**
- (1期分 = 6/30 2期分 = 8/31 3期分 = 10/31 4期分 = 1/31) ※納期限が土・日・祝日の場合は翌日が納期限になります。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書



受付印

法人番号
(個人番号は記載不要)

(宛先) 箕面市長 年 月 日 提出	特別徴収義務者 (給与支払者)	フリガナ											特別徴収義務者指定番号					
		名称 (氏名)											連絡先	所属				
		所在地 (住所)	〒 -											氏名				
														電話番号	- -			

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。 ◎誤読を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。

◎指定番号に変更がなければ(旧)の納入書をそのままご使用ください。

変更年月日	年	月	日
-------	---	---	---

事項	変更前(旧)	変更後(新)																					
法人番号 (個人番号は記載不要)																							
フリガナ																							
名称 (氏名)																							
フリガナ																							
所在地 (住所)	〒 -										〒 -												
電話番号	- -										- -												
関係書類送付先 (上記以外を希望される場合に記入してください)	〒 - 電話番号 - -										〒 - 電話番号 - -												
変更理由 (該当の□に✓を記入してください)	1 名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 法人成り・個人事業主変更 <input type="checkbox"/> 新法人の設立 <input type="checkbox"/> 分割による変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 (<input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された) <input type="checkbox"/> その他 ()																						
	2 所在地変更 <input type="checkbox"/> 事務所が移転 <input type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> その他 ()																						
	3 その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()																						
合併・吸収及び分割の場合に記入してください。 (合併の場合、合併した法人の数 <input type="checkbox"/> 社会併)	合併・吸収・分割先の名称										特別徴収義務者指定番号										<input type="checkbox"/> 有 () ・ <input type="checkbox"/> 無		
	合併・吸収・分割後の指定番号について、1～3の中から選んで、該当の□に✓を記入してください。																						
	<input type="checkbox"/> 1 旧特別徴収義務者の指定番号 () を使用する <input type="checkbox"/> 2 合併・吸収・分割先の指定番号 () を使用する <input type="checkbox"/> 3 新規に指定番号を取得する										理由が2、3の場合は、給与所得者異動届出書を別途提出してください。										合併・吸収・分割後の納入開始時期 () 年 () 月分 納期翌月10日から納入予定		

◎この届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことになりませんのでご注意ください。

特別徴収税額通知受取方法変更届

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 箕面市長	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指定番号			
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	所属		
		代表者 氏名												氏名		
		法人番号 <small>(個人番号は記載不要)</small>														

事 項		変更前 (旧) ※不明の場合は記入不要	変更後 (新)
受取方法	特別徴収義務者用 (会社・事業主用)	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面
	納税義務者用 (本人用)	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面
通知先メールアドレス			
納税者ID			

【留意事項】

- この届は、eLTAX(エルタックス)で給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の受取方法を変更(メールアドレスの変更を含む)する場合に使用してください。
- 「電子データ」を選択した場合はメールアドレスを必ず記入してください。記入がない場合は書面での通知となります。
- 「電子データ」を選択した場合は、電子データのみ送信し、書面による通知書は送付しません。
- 「書面」を選択した場合は、書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。

